

第 59 回スーパーマーケット・トレードショー2025 山形県ブース出展事業者募集要領

1. 事業の目的

山形県産農林水産物を使用した加工食品について、第 59 回スーパーマーケット・トレードショー2025 に「山形県ブース」を出展し、オール山形でPR・訴求することにより、首都圏等の大消費地における小売店等への販路開拓・拡大を支援します。

《第 59 回スーパーマーケット・トレードショー2025 開催概要》

期日： 令和7年2月12日（水）～ 14日（金）

10:00 ～ 17:00（最終日は16:00まで）

会場： 幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

主催： 一般社団法人全国スーパーマーケット協会

※ 過去の開催状況等については、一般社団法人全国スーパーマーケット協会公式ホームページをご覧ください。

2. 「山形県ブース」概要

(1) 主催・共催

主催：やまがた食産業クラスター協議会

共催：山形県

(2) 出展場所

第 59 回スーパーマーケット・トレードショー2025 「地方・地域産品ゾーン」

(3) 出展規模

10 小間（1 小間あたり $9 \text{ m}^2 = \text{幅 } 2.97\text{m} \times \text{奥行 } 2.97\text{m} \times \text{高さ } 2.7\text{m}$ ）

(4) 出展形態

1 事業者あたり 0.5 小間（約 4.5 m^2 ）

(5) 募集事業者数

18 事業者程度

※ 1 事業者あたりの展示スペースは予定であり、変更となる場合があります。

※ 出展事業者が商品を展示するための展示台（幅 1.0～1.2m程度）を準備します。

※ 共用の冷蔵・冷凍庫、流し台、手洗い場を設けます。

※ 山形県ブース内における密防止の観点から、出展者バッチは1事業者2枚の配布となります。

※ ブース内の小間位置は抽選により決定します。

3. 出展事業者の条件

山形県産農林水産物を使用した加工食品を製造する県内の農林漁業者もしくは食品製造業者のうち、以下の条件をすべて満たす事業者を対象とします。

(1) やまがた食産業クラスター協議会の会員であること（※1）。

(2) 県内に主たる住所もしくは居住、または主たる事業所を有すること。

- (3) 県外（首都圏）への販路開拓・拡大に意欲的であること。
- (4) 共同出展による展示位置や面積等の差異を了承できること。
- (5) 出展期間中、商談担当者が出展ブースに常駐して商談活動を行えること。
- (6) 当該出展に係る説明会（※2）に出席できること。
- (7) 各種照会やアンケート調査等について、すみやかに協力できること。
- (8) 出展商品は山形県産農林水産物を使用し、食品関連法規等を遵守していること。
- (9) やまがた食産業クラスター協議会ホームページ上の専用サイト「やまがた加工食品カタログ」に自社商品を1点以上掲載すること。（※3）
- (10) その他「山形県ブース」での出展に関し、やまがた食産業クラスター協議会が定める事項に応じること。

※1 会員でない場合は、入会の申込みをお願いします（年会費無料）。

※2 「5. 全体説明会の開催」を参照してください。

※3 既に掲載している場合は、新たに1点以上掲載してください。（掲載料無料）

4. 出展料

対象事業者	出展料
スーパーマーケット・トレードショーの「山形県ブース」に初出展の事業者	100,000 円（税込）
スーパーマーケット・トレードショーの「山形県ブース」に今回で2回目出展の事業者	160,000 円（税込）
スーパーマーケット・トレードショーの「山形県ブース」に今回で3回目出展の事業者	220,000 円（税込）
スーパーマーケット・トレードショーの「山形県ブース」に今回で4回目以降出展の事業者	280,000 円（税込）

※ 山形県ブース全体の基本装飾費用は、やまがた食産業クラスター協議会が負担します。

※ 旅費・宿泊費、試食・試飲に要する費用、各種設備レンタル料金等は出展事業者の負担となります。

5. 全体説明会の開催

山形県ブースでの円滑な出展に向け全体説明会を開催します。

（参加必須、期日及び会場は予定）

《全体説明会》

期日：令和6年11月（1回）

会場：山形市内

6. 留意事項

- 提出された書類をもとに出展事業者の条件を満たしているか審査いたします。また、応募多数の場合は抽選により決定することといたします。ただし、初出展の事業者については、申し込み先着順に5事業者を優先的に「山形県ブース」へ出展できるものといたします。

なお、審査内容に関する問合せには応じません。（8月中旬頃決定予定）

- 天災等、不可抗力の事故により展示会が中止になった場合、その損害については一切責任を負いません。

ただし、関係省庁・自治体等から自粛要請があり中止とした場合は、やまがた食産業クラスター協議会が弁済すべき必要経費を差し引いた出展料の残額を、出展事業者数等で按分したうえで返却します。

7. 申込方法・期限

(1) 申込方法

以下の書類を下記申込先に電子メールにて提出してください。

- ①出展申込書（様式1号）
- ②FCP 展示会・商談会シート（様式2号）

※主として出品する1商品のみ提出

(2) 申込期限

令和6年7月19日（金）

8. 申込先・担当

やまがた食産業クラスター協議会 佐藤 博志

電 話 : 023-679-5081

F A X : 023-679-5082

E-Mail : food3@y-cluster.jp